

長崎市公告第112号

長崎市岩川町及び浜口町の地域内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

1 地図及び簿冊の名称

岩川町及び浜口町の地域内の地籍図及び地籍簿

2 閲覧期間

令和8年10月19日（月）から11月9日（月）まで
（ただし、10月31日（土）、11月1日（日）、同月3日（火）、同月7日（土）及び同月8日（日）を除く。）

3 閲覧場所

- (1) 令和8年10月19日（月）から同月23日（金）まで
午前9時30分から午後4時30分まで
長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 15階中会議室
- (2) 令和8年10月24日（土）及び同月25日（日）
午前9時30分から午後4時30分まで
長崎市魚の町5番1号 長崎市民会館アマランス研修室2
- (3) 令和8年10月26日（月）から同月30日（金）まで、11月2日（月）、同月4日（水）から同月6日（金）まで及び同月9日（月）
午前9時30分から午後4時30分まで
長崎市魚の町4番1号 長崎市役所 15階中会議室

4 特記事項

- (1) 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、当該調査を行った者に対し、その旨の申出をすることができる。
- (2) 誤り等申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

令和8年10月19日

長崎市長 鈴木史朗